

- ・ **陸上養殖業の届出制について**

**令和6年3月
水産庁栽培養殖課**

- **令和4年度陸上養殖実態調査委託事業の結果**
- **陸上養殖業の届出制**
- **陸上養殖業で活用できる水産庁補助事業等**

陸上養殖について

現状

- 近年、様々な魚種で陸上養殖が試行されており、事業化されているものが増加している
- 大資本を背景とした大規模プラントや閉鎖循環式陸上養殖の計画が各地で展開している。また、異業種分野等からの新規参入も活発化している

課題

- 閉鎖循環式の陸上養殖は、初期投資と電気使用量が大きく、一層のコスト削減と省力化が必要である
- 漁業関係法令の対象となっていないことなどから、その生産実態の把握を進めつつ、振興のあり方を検討する必要がある

閉鎖循環式陸上養殖



陸上養殖のメリット・デメリット

メリット	デメリット
海域に環境負荷を与えない	初期投資と電気使用量が大きい
病原体の流入・流出を防止	飼育水の確保や排水処理技術が必要
水温調整が可能であり、出荷時期の調整が可能	停電等があった場合には、養殖水産物が全滅する可能性
陸上作業のため高齢者による作業も可能	

- **令和4年度陸上養殖実態調査委託事業の結果**
- **陸上養殖業の届出制**
- **陸上養殖業で活用できる水産庁補助事業等**

令和4年度 陸上養殖実態調査委託事業の結果

- 陸上養殖は漁業権を必要としないことから、実態については体系的な情報がない状況であった。そこで、令和3・4年度において、陸上養殖実態調査委託事業を実施・公表

【調査対象範囲】

- 漁業権が設定されていない場所で、塩水（海水、人工海水等）を利用して養殖業を営んでいる者及び営もうとしている者
- 少なくとも1年間は養殖事業を継続しており、調査開始時点で養殖実態のある事業者を質問票調査の対象とする

状況	分類	調査の可否
現在、陸上養殖を行っており、出荷販売実績がある。	A	対象
現在、陸上養殖を行っている、出荷販売実績は未だないが、今後、出荷販売の計画がある		
現在、陸上養殖の開発研究や養殖試験の段階であるが、事業化の計画がある（プラント販売等の目的による養殖も含む）		
陸上養殖は試験研究目的である	B	対象外
陸上養殖の計画があるが、まだ開始していない		
かつて陸上養殖を行ったことがあるが現在は休止中。再開を検討中である	C	対象
かつて陸上養殖を行ったことがあるが既に撤退し、再開する予定はない		

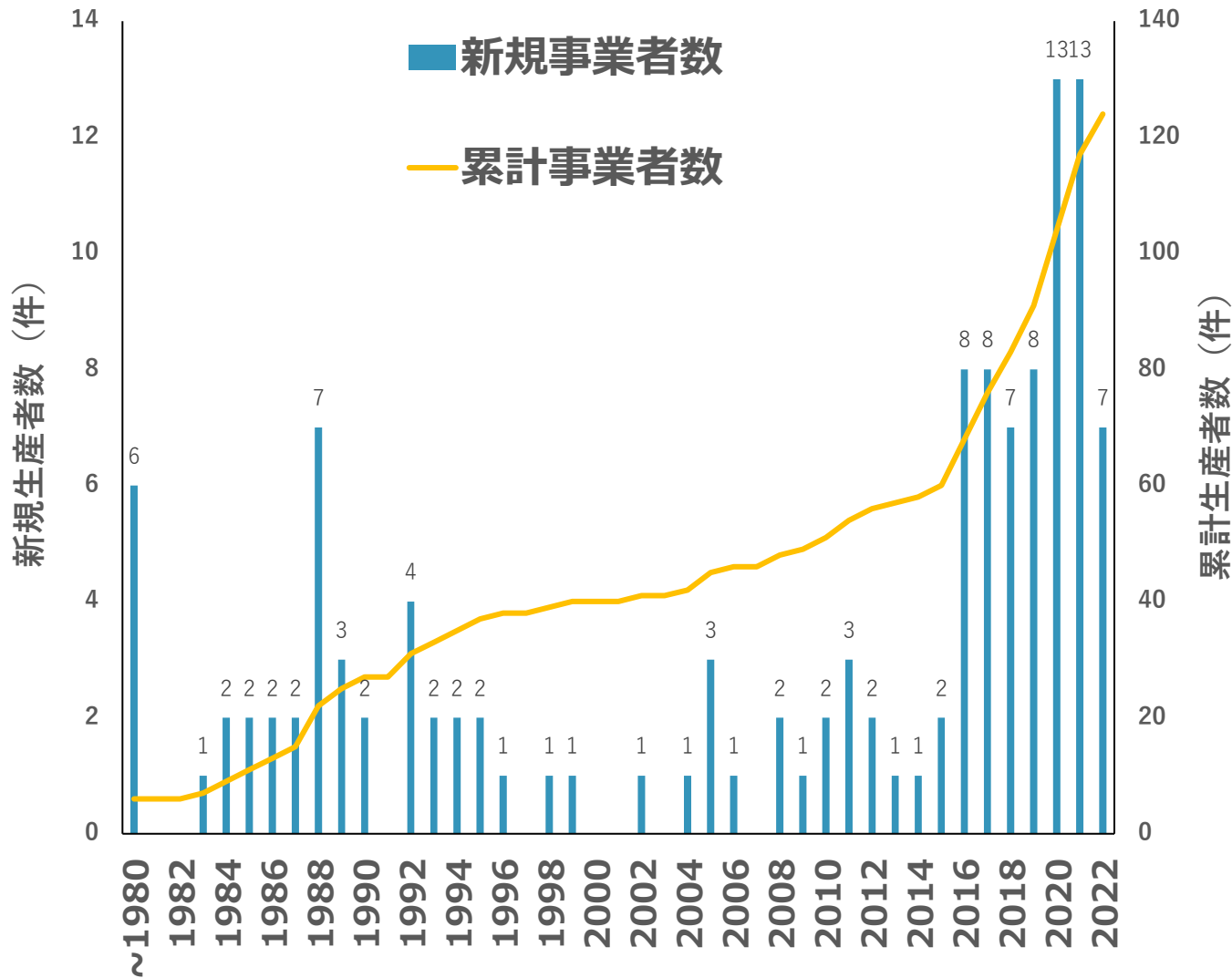
※分類（A・B・C）

- A：販売実績がある、または今後事業化の計画がある
- B：陸上養殖の設備を有さない、または試験研究目的である
- C：休止中、または撤退している

回答者数

	項目	事業者数
①	調査対象数 (漁業権が設定されていない場所で、 塩水を利用して養殖しているもの)	223
	本年度回答数	97
	昨年度のみ回答数 (参考：昨年度回答数75)	25
②	回答数 合計	122 (回答事業者には、複数種を養殖しているもの もあり、対象種としては148)
②÷①	回答率(2か年計)	55%

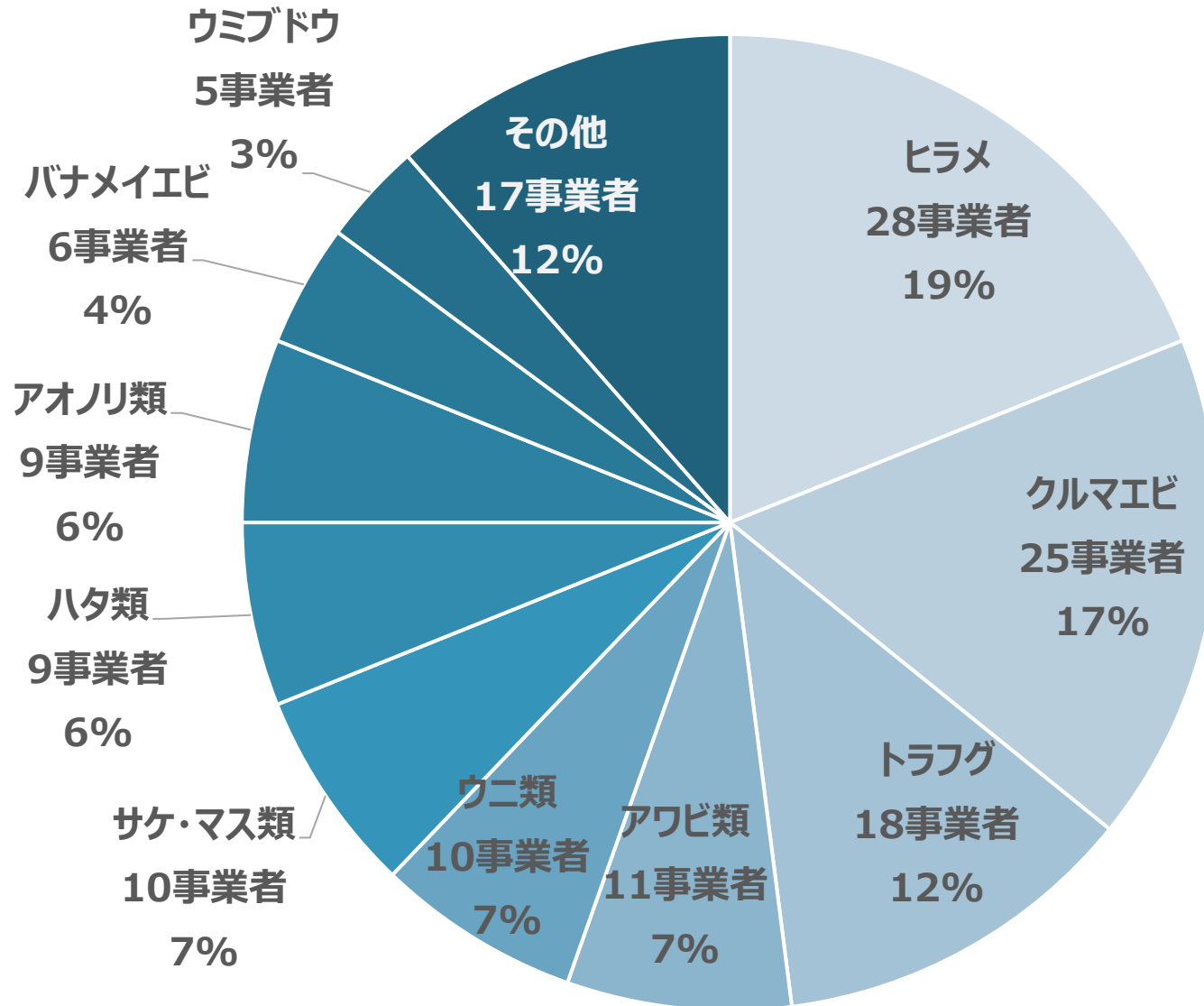
養殖生産開始年



生産開始年	新規事業者数	累計事業者数
~1980	6	6
1981		6
1982		6
1983	1	7
1984	2	9
1985	2	11
1986	2	13
1987	2	15
1988	7	22
1989	3	25
1990	2	27
1991		27
1992	4	31
1993	2	33
1994	2	35
1995	2	37
1996	1	38
1997		38
1998	1	39
1999	1	40
2000		40
2001		40
2002	1	41
2003		41
2004	1	42
2005	3	45
2006	1	46
2007		46
2008	2	48
2009	1	49
2010	2	51
2011	3	54
2012	2	56
2013	1	57
2014	1	58
2015	2	60
2016	8	68
2017	8	76
2018	7	83
2019	8	91
2020	13	104
2021	13	117
2022	7	124

※ 複数種を養殖している事業者は、1種毎に1事業者としてカウントした

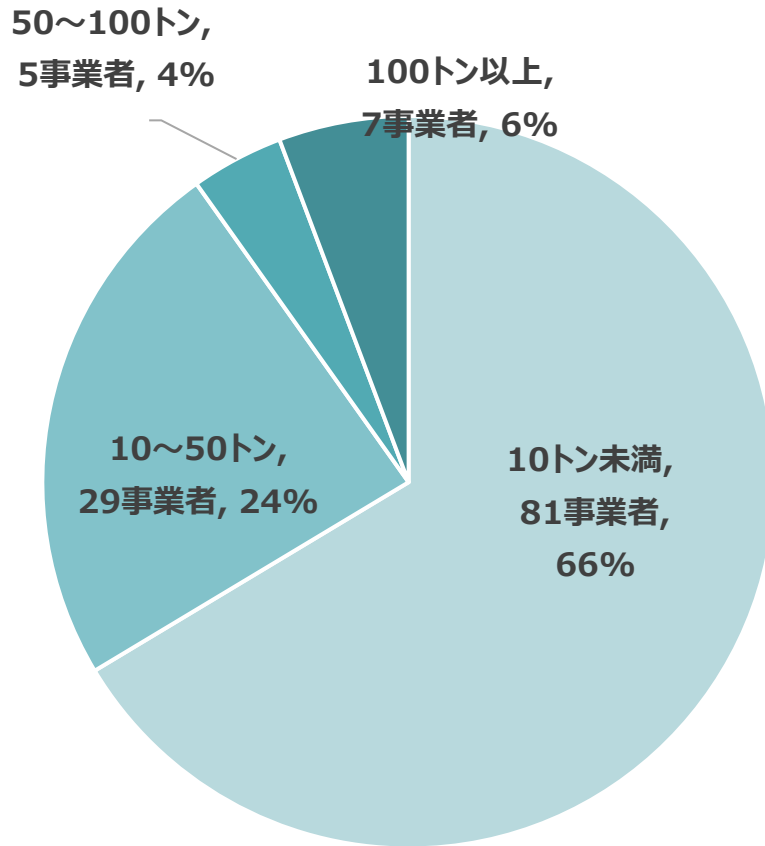
生産種別事業者数



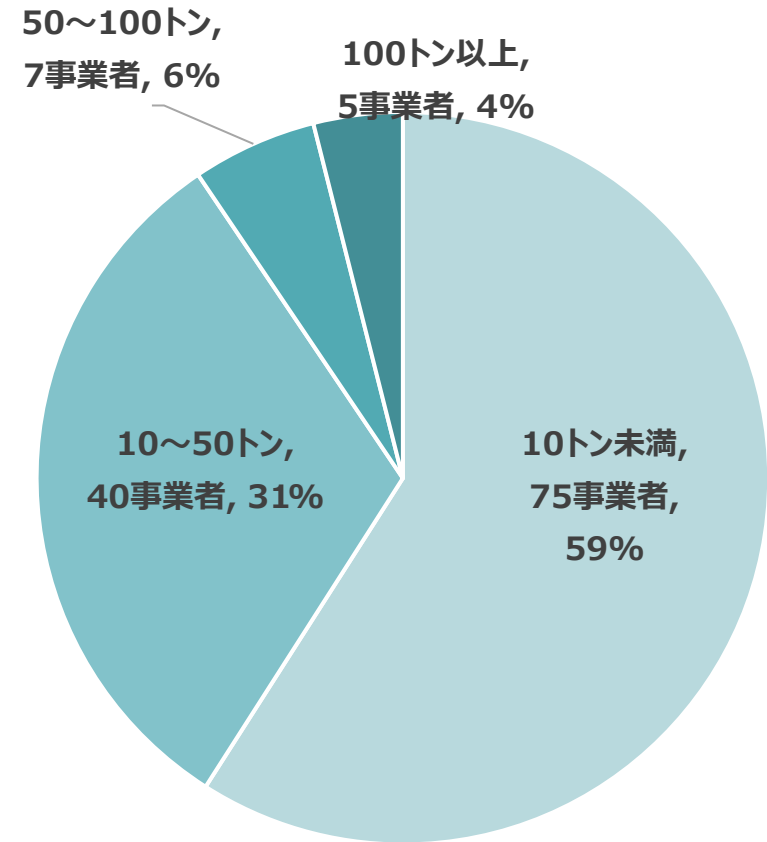
※ 複数種を養殖している事業者は、1種毎に1事業者としてカウントした

事業者別生産規模

令和2年
(2020年)



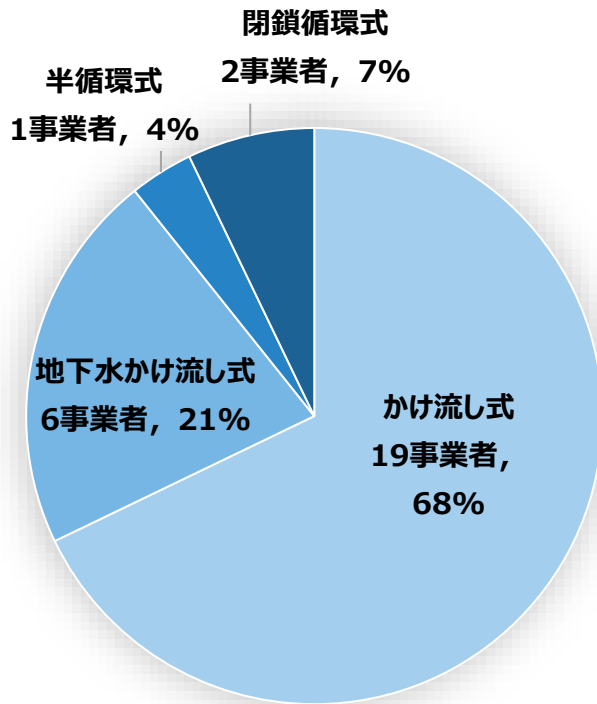
令和3年
(2021年)



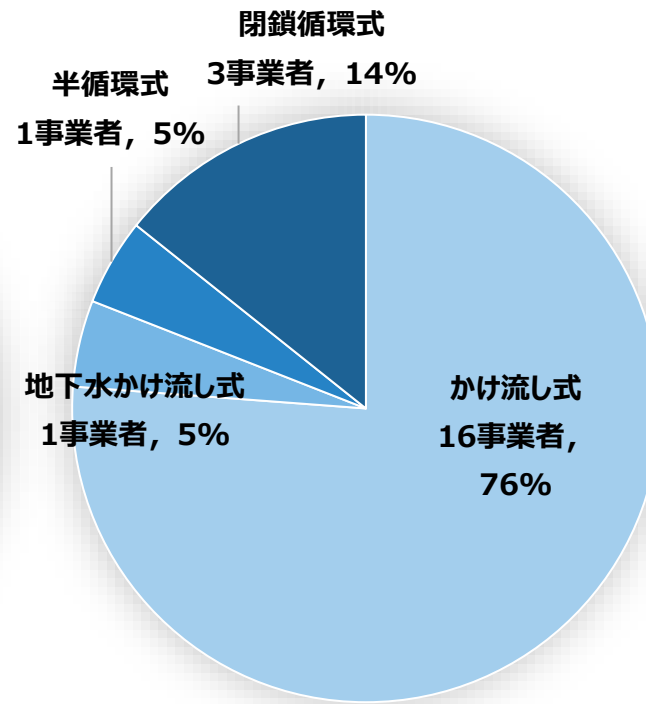
※ 複数種を養殖している事業者は、1種毎に1事業者としてカウントした

主要対象種についての生産方法

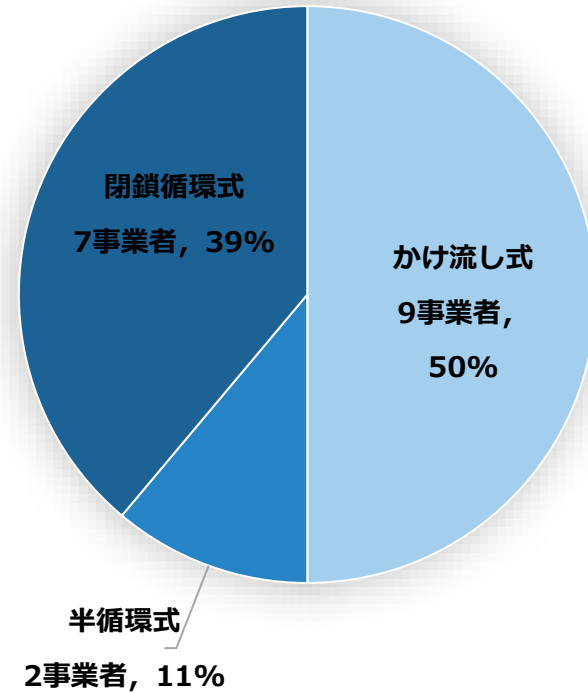
ヒラメ



クルマエビ



トラフグ



課題があるとした事業者：89事業者（73.0%）

1. 土地選定
2. 施設等、技術面に対する支援の不足
3. 保険、補償制度の不足
4. 電気代の高騰

- **令和4年度陸上養殖実態調査委託事業の結果**
- **陸上養殖業の届出制**
- **陸上養殖業で活用できる水産庁補助事業等**

届出制に向けての経緯

業界動向

内水面で営まれている養殖業のうち

古くから河川沿い等で営まれている淡水魚の養殖等

周辺環境への影響等が概ね把握されている

海面と同様の生育環境を整備し、海水魚等を養殖するなど、新たな方法を取り入れた養殖業

排水等に伴う周辺環境への影響等についての十分な知見が無い

内水面漁業の振興に関する法律 (平成26年法律第103号)

- 本法の目的は次のとおりとされている
 - ① 内水面における漁業生産力の発展
 - ② 国民生活の安定向上
 - ③ 自然環境の保全に寄与すること

● 届出養殖業の届出

漁業法の規定が適用される水面以外の水面（内水面）で営まれる養殖業のうち、その実態を把握する必要があると認められるものを、内水面漁業の振興に関する法律施行令において届出養殖業として定め、養殖場の所在地等を届け出させる旨が規定

持続的かつ健全に発展させていくため

養殖場の所在地や養殖方法など当該陸上養殖の実態を把握する必要

今般、内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成26年政令第43号）を改正し、**新たな養殖方法を取り入れた内水面において営む養殖業を、届出養殖業として規定**

陸上養殖業の届出制の概要①

令和5年4月1日からスタート

陸上養殖業が届出制になりました！

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、陸上養殖業が届出養殖業として定められました。

Q. 届出制の対象となる陸上養殖業は？

A. 次のような陸上養殖業が対象になります。

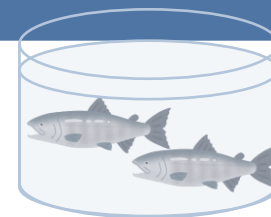
食用の水産物を、

- **海水や、淡水に塩分を加えた水等を使用**して養殖しているもの。
- **閉鎖循環式**で養殖しているもの。
- **餌や糞等を取り除かずに排水**しているもの。

※餌や糞等の除去には、柵や網を設置する等の簡易な方法も含まれます。

対象外となるもの

- ・ 種苗生産
- ・ マス、アユ、コイ等の淡水掛け流し式養殖、ウナギ養殖 等は対象外です。



陸上養殖業の届出制の概要②

Q. 何を提出しなければならない？

A. 「届出書」と「実績報告書」の提出が必要です。

様式はホームページに掲載するほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用した申請も可能になります。

届出書

①既に営まれていた方は、令和5年6月30日（金）までに提出済。

②これから営もうとする方は、養殖を開始する日の1か月前までに、

「届出養殖業の開始届出書」を2部、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。

実績報告書

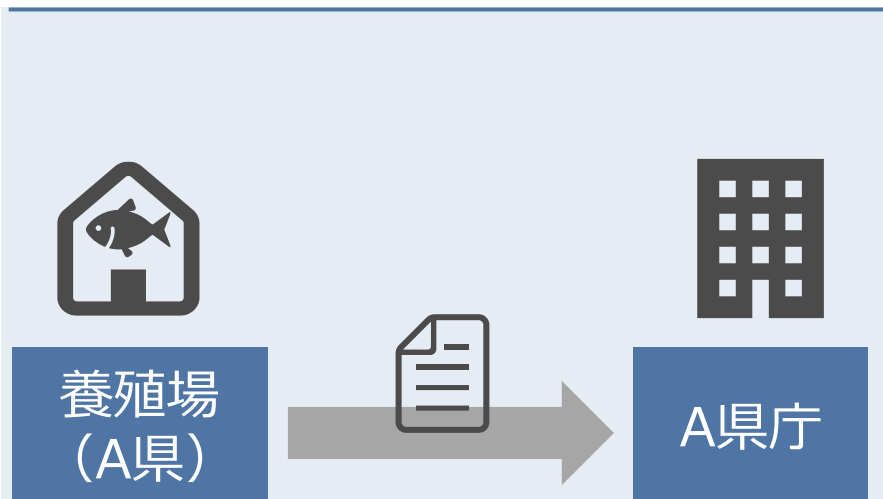
4月1日から翌年3月31日までの実績について、4月30日までに、届出をしている養殖場ごとに「実績報告書」を2部作成し、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。



届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金が科せられることがあります。

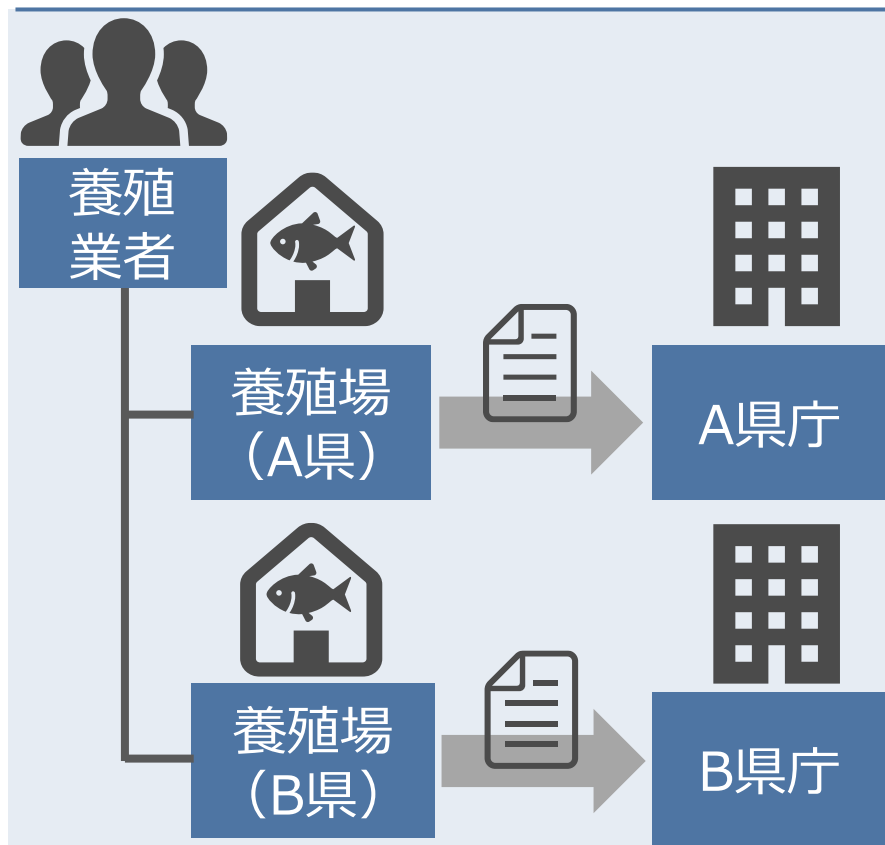
書類の提出先

パターン1



- 養殖場の所在地を管轄する 都道府県庁 に提出

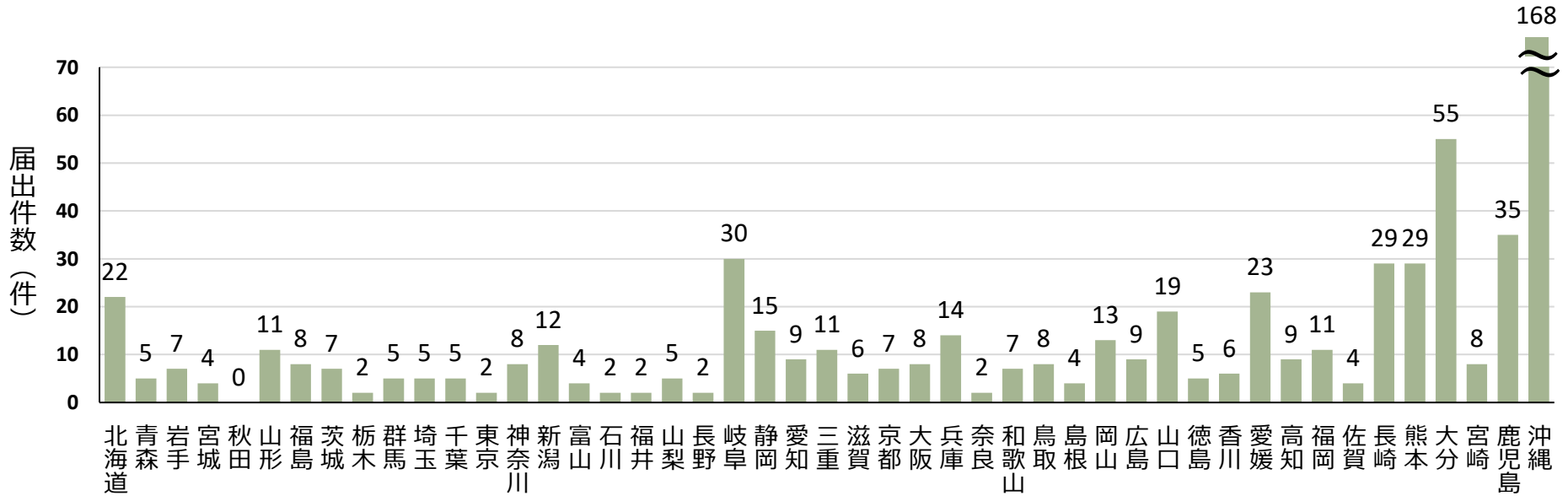
パターン2



- 養殖場の所在地を管轄する 都道府県庁 に提出
- 養殖場ごとに 作成・提出

届出状況-都道府県別（令和6年1月1日時点）

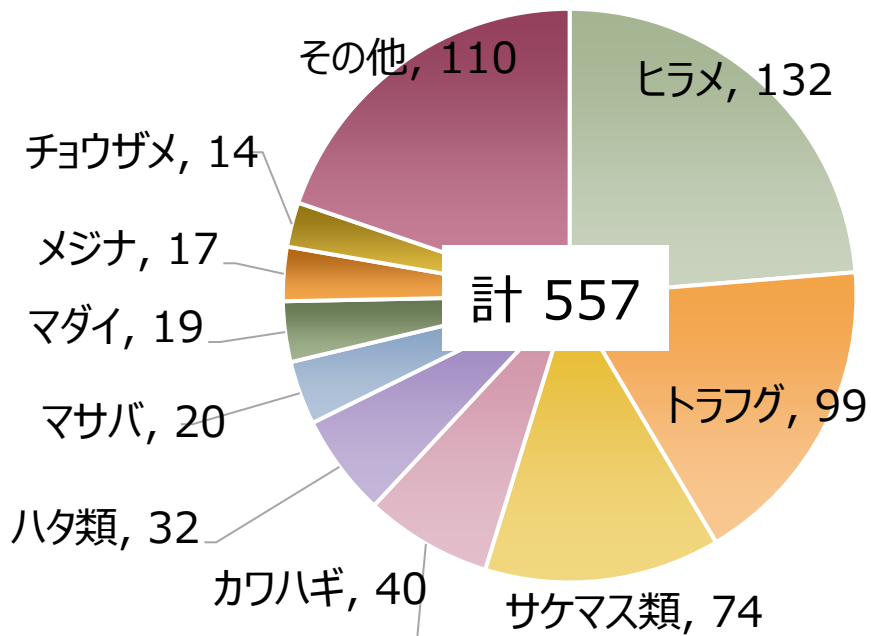
- 令和6年1月1日、水産庁で確認している陸上養殖業の届出件数は662件。
（古くから河川、川沿い等で営まれている陸上養殖、及び養殖を営むにあたり大臣の許可が必要とされるうなぎ養殖を除く。）
- 都道府県別の届出件数は、沖縄県168件、大分県55件、鹿児島県35件の順に多く、九州・沖縄地方に多い傾向。



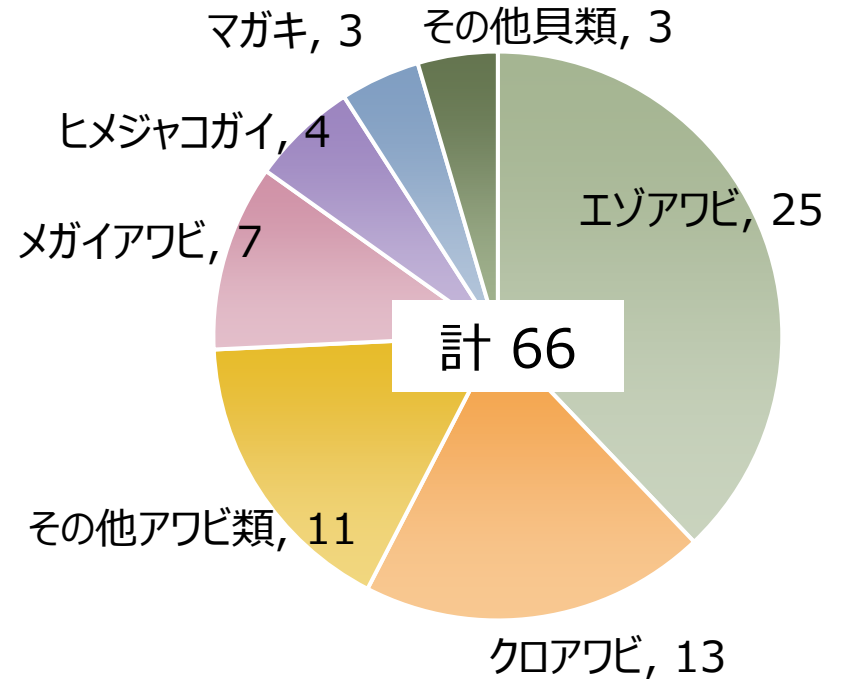
届出状況-養殖種類別①（令和6年1月1日時点）

○ 養殖種類別の届出件数（延べ件数）は、クビレスタ 146 件、ヒラメ 132 件、トラフグ 99 件、の順に多く、魚類、貝類、藻類、その他の養殖種類の内訳は以下の通りでした。

魚類



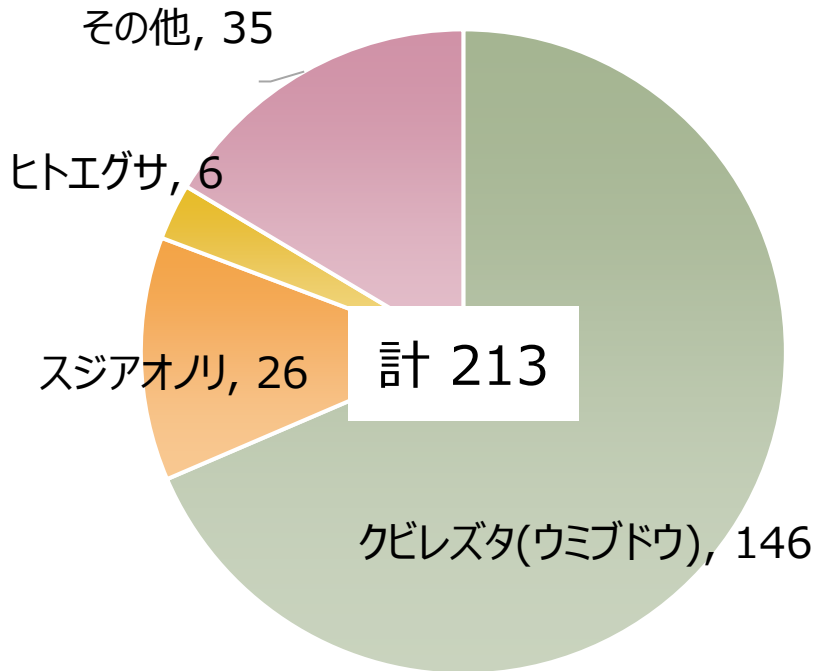
貝類



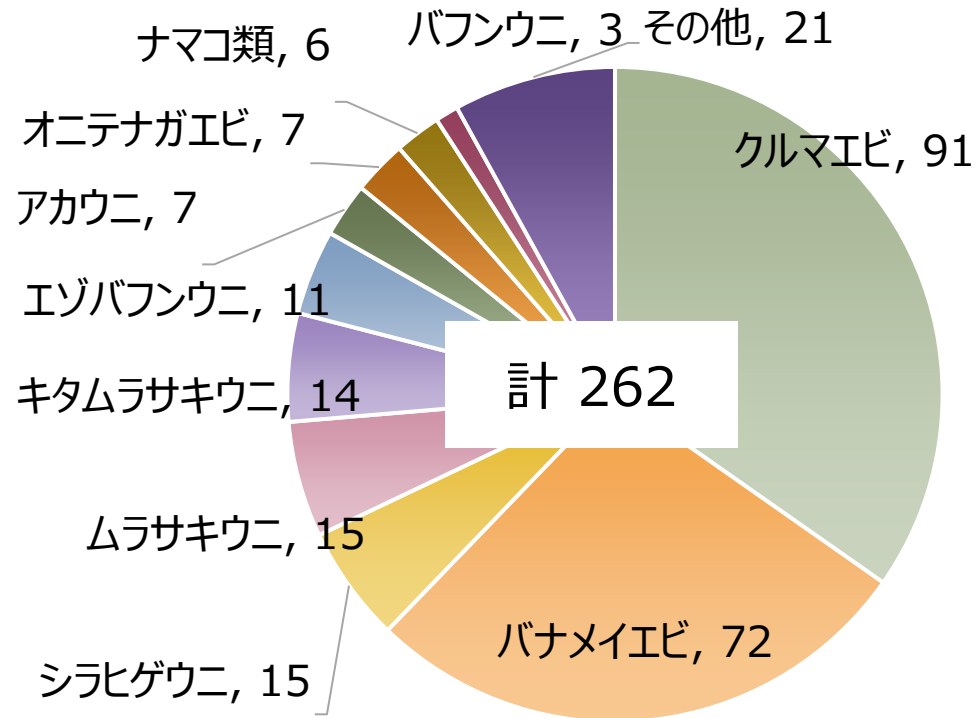
届出状況-養殖種類別②（令和6年1月1日時点）

○ 養殖種類別の届出件数（延べ件数）は、クビレスタ 146 件、ヒラメ 132 件、トラフグ 99 件、の順に多く、魚類、貝類、藻類、その他の養殖種類の内訳は以下の通りでした。

藻類



その他



- **令和4年度陸上養殖実態調査委託事業の結果**
- **陸上養殖業の届出制**
- **陸上養殖業で活用できる水産庁補助事業等**

マーケットイン型養殖業等実証事業

I. 目的

国内外の需要増加が見込まれるブリ類、マダイ、サケマス類及びホタテ等について、各市場のニーズをとらえた養殖生産を展開し、マーケット・イン型養殖業への意識改革・転換を図り、養殖経営体・グループの生産基盤を早急に強化し、養殖業成長産業化を推進する。

II. 概要

需要に応じた養殖業を推進するマーケットイン型養殖生産を評価するためのシステム（事業性評価等）を構築・導入し、
 ①生産管理と経営効率化を自己点検し需要に応じた養殖経営体に改善していくため、外部評価を活用した養殖業改善計画の作成
 ②認定された養殖業改善計画に基づき、需要に応じた出荷形態・サイズ・時期の見直し・管理を実証する資材・機材の導入を養殖経営体・グループに支援する。

III. 事業項目

1. 養殖業事業性評価ガイドラインの更新【定額補助】

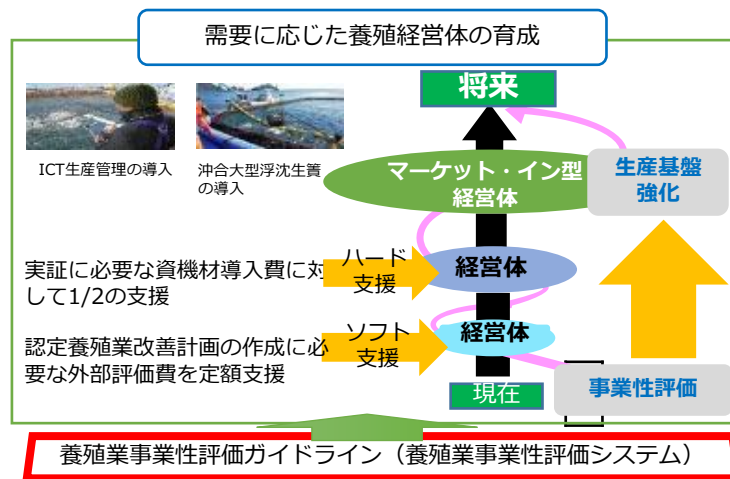
中央協議会に「マーケット・イン型養殖業・生産管理評価委員会」を設置し、ガイドラインの更新に必要な調査を実施。また、委員会はガイドラインに基づき、養殖経営体・グループが作成する養殖業改善計画を認定。

2. 養殖業改善計画の作成支援（外部評価費支援）【定額補助】

生産管理と経営効率化を自己点検し、需要に応じた適正な養殖経営体に改善していくため、外部評価を活用した養殖業改善計画の作成を支援。

3. マーケット・イン型養殖業等実証事業（資材・機材等の導入費支援）【1/2補助】

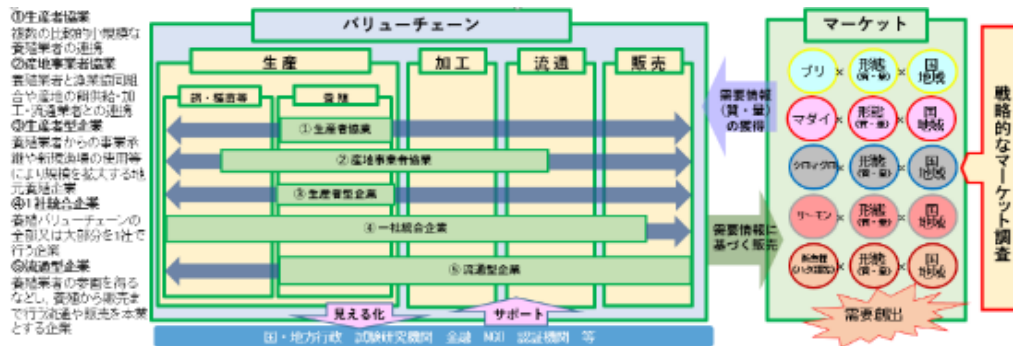
認定された養殖業改善計画に基づき、産地フィレ加工等の出荷形態の見直し、消費者に好まれる出荷サイズ・時期のコントロール等を実証するため、資機材の導入に要する経費を支援。



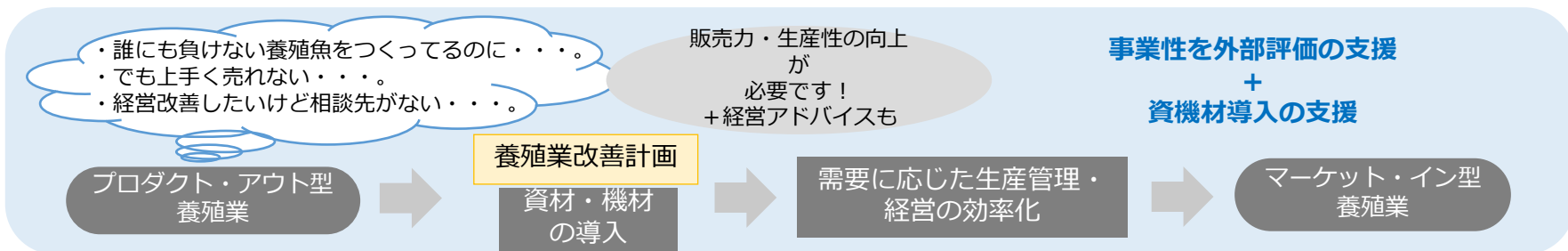
IV. 資金の流れ



- (※1) 評価委員会に採択された養殖経営体・グループ。外部評価の支援を受けられる。
- (※2) 外部評価を踏まえて養殖業改善計画を作成し、評価委員会の計画認定を受けた養殖経営体・グループ。実証事業の支援を受けられる。



マーケットイン型養殖業等実証事業



支援内容と手続の流れ

①外部評価費支援

経営を改善するための計画（養殖業改善計画）の作成に必要な外部評価機関による事業性評価費を支援します。

〔補助率：定額（上限80万円）
 R5年度までの採択件数：99件〕

令和5年度

採択数：1回目 8件
 2回目 12件

公募期間：1回目 令和5年4月27日～6月6日

2回目 令和5年11月6日～12月5日

②資材・機材の導入費支援

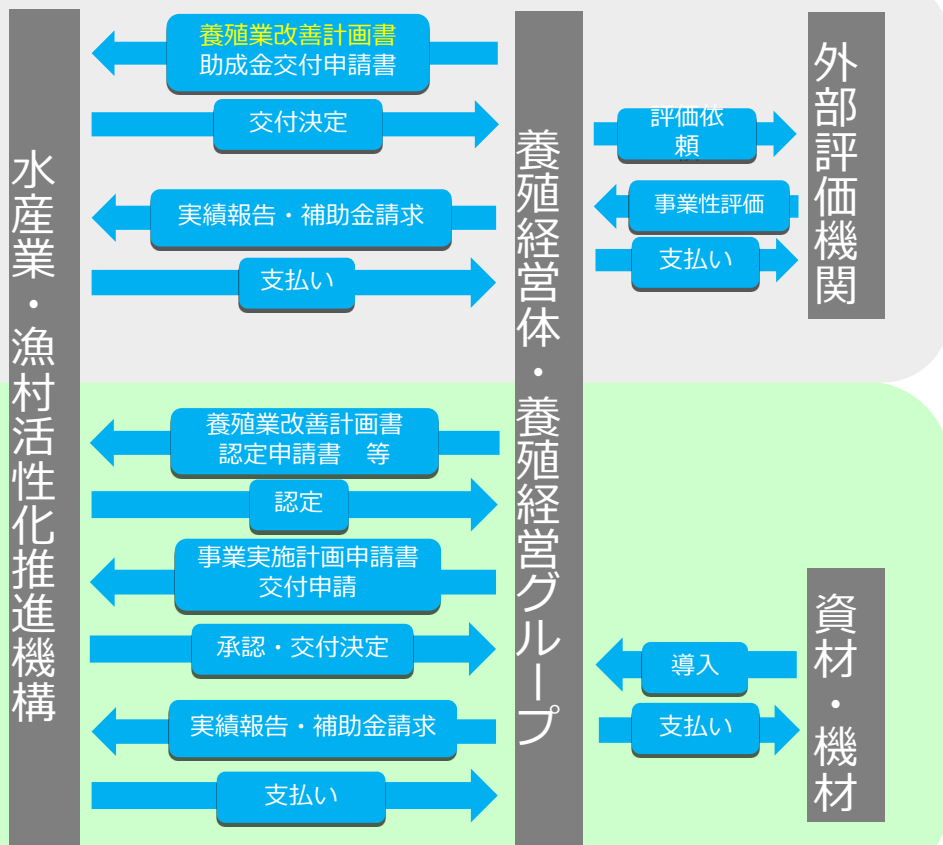
養殖業改善計画に基づいて取り組む実証事業に必要な資材・機材の導入費を支援します。

〔補助率：1/2（上限5,000万円）
 R5年度までの採択件数：36件〕

令和5年度

公募期間：令和5年9月4日～10月3日

※②の支援を受けるためには、①の支援を受けたうえで、作成した養殖業改善計画が評価委員会に認定される必要があります。



養殖業成長産業化提案公募型実証事業

国が策定した養殖業成長産業化総合戦略に基づき、国内外の需要を見据えたマーケット・イン型養殖経営の実現に貢献する分野における技術開発・実証にかかる取組を支援します。

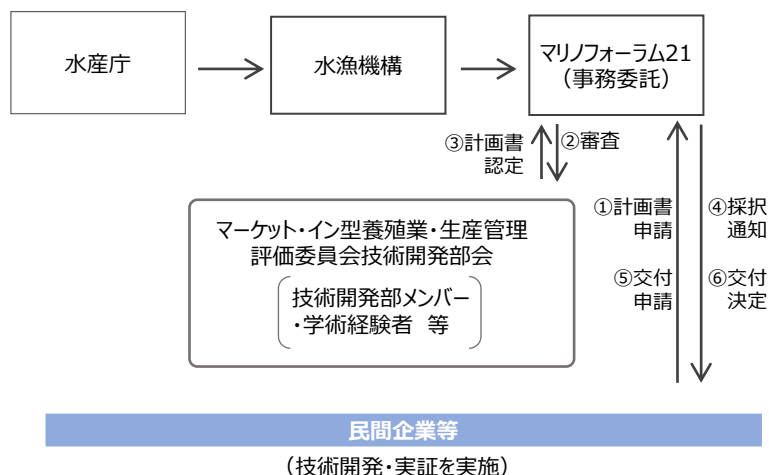
1 目的

養殖業成長産業化総合戦略で掲げられた推進すべき研究開発のテーマに沿った技術開発を実施する民間企業等を支援することで、養殖業の成長産業化を推進する。

2 事業の内容

- ① 「マーケット・イン型養殖業・生産管理評価委員会技術開発部会」を設置し、民間企業等が作成する養殖業技術開発計画を認定する。
- ② 認定された養殖業技術開発計画に基づき実施される新たな技術の開発や新たな技術の実証にかかる経費を支援する。

3 事業開始までの流れ



4 研究開発のテーマ

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 生産物の品質保持・管理 | (2) 漁場環境モニタリング |
| (3) スマート水産業 | (4) 新魚種・新養殖システム |
| (5) 魚病関連対策 | (6) 配合飼料等の水産資材の研究開発 |



例: 冷凍ブリの褐変防止技術の開発



例: 海洋観測ブイによる漁場環境モニタリング技術の開発



例: ワクチンの開発

5 補助率

1 / 2 以内

補助
(50,000千円)

自己負担
(50,000千円)

※国費上限 (50,000千円)

【お問い合わせ先】 水産庁裁培養殖課 (03-3502-0895)

養殖業体質強化緊急総合対策事業

<対策のポイント>

飼料原料価格の高騰や天然種苗の不漁などの新たなリスクの下でも持続的に養殖生産を行うことができるよう、**国産飼料原料への転換に対する取組、天然由来の種苗から人工種苗への転換に対する取組、生産コストの低減に資する取組を支援**します。

<事業目標>

戦略的養殖品目の生産量の増加（409千t〔平成30年度〕 → 620千t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国産飼料原料転換対策事業

国産飼料原料転換のため、国産魚や、国内で出た加工残渣等を原料とした**魚粉の供給体制の構築**や**魚粉の代替となる国産原料を用いた配合飼料の開発**と**市場への普及**に必要な経費を支援します。

2. 国産人工種苗転換対策事業

人工種苗の普及を推進するため、**国内の人工種苗生産施設の強化**に必要な経費を支援します。

3. 養殖コスト低減対策事業

① 給餌効率の向上支援

餌の使用量削減が期待できる**IoT給餌機等の導入**に必要な経費を支援します。

② 協業化による養殖経営体の生産性向上支援

協業化に取り組む養殖業者に対し、**飼料の統一購入、ワクチン・薬浴剤の共同購入等**に必要な経費を支援します。

<事業イメージ>

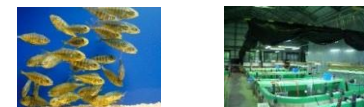
1. 国産飼料原料転換対策事業

- 国産魚、国内で出た加工残渣等を原料とした**国産魚粉の供給体制構築**に必要な機器整備
- 魚粉代替原料を用いた**配合飼料開発**
- 国産飼料原料を用いた**配合飼料の成分分析・養殖場における実証**
- 養殖業者、飼料製造販売業者、物流業者等が参加する**連携会議の開催**



2. 国産人工種苗転換対策事業

- ブリ、カンパチ等の人工種苗を生産する施設の機能を強化



3. 養殖コスト低減対策事業

① 給餌効率の向上支援

AIによる制御や遠隔での手動操作による適切な給餌の実現

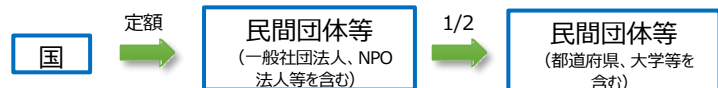


② 協業化による養殖経営体の生産性向上支援

飼料の統一購入、ワクチン・薬浴の共同購入等



<事業の流れ>



養殖業体質強化緊急総合対策事業

○ 国産人工種苗転換対策事業

人工種苗の広域供給拠点となる種苗生産施設の機能強化に必要な機器整備費等に係る経費の一部を補助します。

【補助上限額】 なし

【補助率】 1/2以内

【対象経費】 設備・備品費*、人件費、賃金**

○ 養殖コスト低減対策事業（給餌効率の向上支援）

給餌作業の効率化に資するIoTを活用した自動給餌器等の購入費の一部を補助します。

【補助上限額】 5,000万円

【補助率】 1/2以内

【対象経費】 設備・備品費

○ 養殖コスト低減対策事業（協業化による養殖経営体の生産性向上支援）

協業化に取り組む養殖業者に対し、飼料の統一化、ワクチン・薬浴の共同化等に必要経費を支援します。

【補助上限額】 1経営体あたり200万円

【補助率】 1/2以内

【対象経費】 設備・備品費、消耗品費

養殖業の施設整備に関する融資制度

(株) 日本政策金融公庫

	融資限度額	償還期限の上限 (うち据置期間の上限)	資金制度	利子助成 (水産庁事業)
漁業者の場合	負担する額の80% 又は (海面) (一般) 3,600万円 (海面) (生産組合) 7,200万円 (陸上※淡水除く) 3億円 のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)	農林漁業施設資金	—
共同利用施設の場合	負担する額の80%	20年以内 (3年以内)		
経営改善漁業者 (※1) の場合	負担する額の80% 又は (個人) 3,000万円 (法人) 3億円 のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)	漁業経営改善支援資金	期間：5年間 借入金の上限： 1億円
山村地域・ 過疎地域 (※2) の場合	補助：負担する額の80% 非補助：負担する額の80% 又は (個人) 1,300万円～2,600万円 (法人) 5,200万円～5億円 のいずれか低い額	25年以内 (8年以内)	振興山村・過疎地域 経営改善資金	—

- ※ 1 経営改善漁業者とは、漁業経営改善及び再建整備に関する特別措置法に定める「漁業経営改善計画」の認定を受けた漁業者をいいます
- ※ 2 山村地域・過疎地域とは、山村振興法又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により指定を受けた地域のごとで、同法の規定による「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づく事業に必要な資金が対象となります
- ※ 3 事業規模、業種に応じて詳細な貸付条件が定められている場合がありますので、詳しくは、(株) 日本政策金融公庫の各支店（農林水産事業）にお問い合わせください [店舗案内 | 日本政策金融公庫 \(jfc.go.jp\)](#)
- ※ 4 利率は毎月変更されるので、日本公庫のHPをご覧ください [金利情報 | 農林水産事業（主要利率一覧表） | 日本政策金融公庫 \(jfc.go.jp\)](#)

水産庁ホームページ（参考）

Webページ

養殖業の振興

検索



← → ↻ jfa.maff.go.jp/saibai/yousyoku/taishitsu-kyoka.html

🔍 📄 ☆ 🌐 👤

水産庁

English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ

標準

大きく

🔍 逆引き事典から探す

🔍 キーワードから探す Google 提供

検索

水産庁について

政策について

分野別情報

報道・広報

申請・お問い合わせ

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [養殖業の振興について](#) > [陸上養殖業の届出について](#)

陸上養殖業の届出について

令和5年4月1日からスタート

陸上養殖業が届出制になります！

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、陸上養殖業が届出養殖業として定められました。